

大阪信用金庫アプリ利用規約

大阪信用金庫アプリ利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、大阪信用金庫アプリを利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条【サービス内容等】

1. サービス内容

「大阪信用金庫アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）は、大阪信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）のスマートフォン専用アプリで、当金庫所定の口座情報等の閲覧及び当金庫の定めに応じて定期預金取引を行うことができるサービス、位置情報等を利用した情報発信サービス等をご利用いただけるサービスです。

2. 預金残高照会、取引明細照会機能

「大阪信用金庫アプリ」サービス（以下、「本サービス」といいます。）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。

3. 通帳レス機能

本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳レス」口座への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の2営業日後から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。

また、「だいしん未来支店専用普通預金口座」を「通帳レス」口座に変更した場合、「普通預金入出金明細票」は郵送されません。

4. メール通知機能

本アプリでは、登録されているEメールアドレスに、「通帳レス」口座の初回登録や、Eメールアドレスの変更等の各種取引を契機にお取引の旨をお知らせします。但し、通信機器および回線の障害等により、お知らせが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客さまは、必ず本アプリにログインのうえお取引内容をご確認ください。

下記ドメインからのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を確認してください。

【@shinkin-appbank.jp】

5. 明細情報の通知機能

本アプリでは、取引明細情報の通知機能を利用すると、お客さまが指定した曜日もしくは日付の前日までの取引明細情報を確認することで通知の要否を判定します。前回通知判定日以降にお取引があった場合に、ご指定日当日にお客さまのスマートフォン画面へ通知します。ただし、通知指定日前日のお取引については、お取引時間により次の通知となる場合があります。

なお、端末の設定状況によっては表示されない場合もあります。明細情報の通知機能の利用を許可しない場合は、本アプリの設定画面より変更が可能です。

6. プッシュ通知機能

(1) 当金庫は、アプリ利用者に対し、プッシュ通知を利用してキャンペーン情報、各種情報・広告等の情報を提供します。

(2) プッシュ通知は、端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。

プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

7. 定期預金取引

本アプリでは、当金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入及び解約等を行うことができます。利用の可否及び利用可能な取引内容については、当金庫の各規約をご確認ください。

8. 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただくことはできません。また利用については、本規約等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

第2条【利用条件】

1. 本サービスは、本規約にご同意いただいた個人のお客さま本人がご利用いただけます。ただし、預金残高照会、取引明細照会機能、通帳レス機能、明細情報の通知機能については、当金庫の普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます。）をご利用の個人のお客さま本人が対象です。
2. 預金残高照会、取引明細照会機能、通帳レス機能、明細情報の通知機能の利用には、第3条に基づく利用登録が必要です。
3. 本サービスを利用できる端末機の環境は、当金庫ホームページで確認してください。
4. システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、当金庫ホームページや本アプリのトップ画面で確認してください。
5. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

第3条【利用登録】

1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の支店番号・口座番号、Eメールアドレス等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号、メールアドレスを入力の上、本サービスで利用するパスワード（以下、

- 「ログインパスワード」といいます。)を設定してください。
2. 登録いただきましたメールアドレス宛てに、認証コードをお送りします。届きましたメールに記載された認証コードをアプリのメール認証画面に入力してください。
※認証コードの有効期限は15分間となっております。
 3. 生体認証機能（スマートフォンに登録されている顔・指紋を利用する認証方式）を利用することでログインパスワードの入力を省略することができます。ただし、生体認証機能は、当金庫所定の機能を備えるスマートフォンでのみ利用可能です。
 4. 生体認証機能で利用するお客さまの顔・指紋データはお客さまのご利用するスマートフォン内に保存され、当金庫は保管いたしません。

第4条【2回目以降の利用方法】

本アプリを起動し、ログインパスワードを入力してください。なお、ログインパスワードの省略機能を利用すると、ログインパスワードの入力を30日間省略することができます。生体認証機能をご利用のスマートフォン端末で、生体認証機能による認証を30日間行わなかった場合は、ログインパスワードを再入力していただく必要があります。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

第5条【本人確認】

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォンから当金庫に送信していただくログインパスワード等を当金庫が照合することにより行います。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

第6条【注意事項】

1. 通信料のお客さま負担
アプリの利用およびダウンロード、Webの利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます。）。
2. ログインパスワードや媒体の管理
 - (1) ログインパスワードは、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。また、ログインパスワードは、お客さま自身の責任において、当金庫所定の方法により随時変更してください。なお、ログインパスワードの不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、すみやかに当金庫に本サービスの停止を届け出てください。
 - (2) スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。
 - (3) 本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さ

ま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに通信事業者（キャリア）へ連絡し、利用停止のお手続きを行ってください。

- (4) スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。
- (5) 利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。
- (6) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。ログインパスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある大阪信用金庫アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのログインパスワードやスマートフォン内のお客さまの情報が漏えいする可能性があります。

3. 自動的な利用解除

お客さまが本アプリの最終利用日から180日間本アプリを利用しなかった場合、本サービスは自動的に利用解除されます。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する口座）として利用することはできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。

第7条【免責事項】

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用等スマートフォンおよびその利用の状況、通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫が本規約第5条記載の本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取扱いした場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、スマートフォン・ログインパスワード等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫に故意または過失のある場合を除き責任を負いません。
3. 本規約第6条第3項に該当した場合に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 災害・事変等当金庫の責に帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

5. スマートフォン・ログインパスワードの保管に関して、お客さまが本規約に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。またこれにより当金庫に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。
6. 各条項において当金庫の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については当金庫の予見可能性の有無に関わらず、当金庫は一切の責任を負いません。ただし、当金庫に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

第8条【本アプリに関する確認事項】

1. 本アプリでは、お客さまのスマートフォン画面へ当金庫の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。この際、お客さまのスマートフォンの位置情報を利用することがあります。配信を希望しない場合は、設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。
2. お客さまが本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている情報はすべて消去されますが、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 当金庫が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下、「アップグレード」といいます。）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。
4. 当金庫はお客さまによる本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第9条【サービスの変更等】

1. 当金庫は、本サービスの種類および内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために、一時的にサービスのご利用を停止することがあります。
2. 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、お客様の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
 - (3) 金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合
3. 当金庫は、前項により本規約を変更する場合には、変更の1カ月前までに、当金庫のウェブサイトその他の当金庫が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 本規約変更後の本規約の内容
 - (3) 変更後の本規約の効力発生日

4. 規約の変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、本条に基づく変更によって損害が生じたとしても当金庫は責任を負いません。

第10条【サービスの終了】

当金庫は、当金庫の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第11条【顧客情報の取扱い】

本サービスの利用に関し、当金庫はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができるものとします。また当金庫は法令や裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第12条【知的財産権等】

本サービスにかかる著作権その他一切の知的財産権は、当金庫または正当な権利を有する第三者に帰属します。

第13条【規約の適用】

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当金庫の各種預金規定をはじめとする各種規定の定めが適用されます。

第14条【準拠法・合意管轄】

本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または「代表口座」開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(令和4年2月28日現在)

「大阪信用金庫アプリ利用規約」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、紙媒体の通帳を使用しないアプリの口座(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の

定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるもの
とします。

- a. 普通預金規定
- b. 定期性総合口座取引規定
- c. だいしん未来支店専用普通預金規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『大阪信用金庫アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 通帳レス口座は、当金庫所定の手続きにより通帳を発行した預金口座（以下「有通帳口座」という。）を「大阪信用金庫アプリ」により切り替えすることでご利用できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『大阪信用金庫アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。
- (4) だいしん未来支店専用普通預金は、通帳未発行のため「大阪信用金庫アプリ」により切り替え手続きすることで、「通帳レス口座」サービスがご利用できます。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、A T M（現金自動預入支払機）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、A T M（現金自動預入支払機）を使用した通帳によるお取引（通帳入金、通帳記帳等）はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『大阪信用金庫アプリ』によりご確認ください。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『大阪信用金庫アプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『大阪信用金庫アプリ』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認

はできません。

- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『大阪信用金庫アプリ』で確認ができます。
- (5) だいしん未来支店専用普通預金口座を通帳レス口座に切替えた場合、普通預金入出金明細票は送付されません。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を『大阪信用金庫アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。
- (5) だいしん未来支店専用普通預金口座は、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えはできません。

7. (預金の受入れ)

営業店窓口で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『大阪信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

ご提出等がない場合、他人口座への振込とみなし、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 営業店窓口における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『大阪信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (『大阪信用金庫アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『大阪信用金庫アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『大阪信用金庫アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」

という。) とする場合に受け付けます。

- (2) 『大阪信用金庫アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。
- (3) 『大阪信用金庫アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。
- (4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および『大阪信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、『大阪信用金庫アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

この特約の変更については、大阪信用金庫アプリ利用規約第9条第2項乃至第4項を準用します。この場合において、大阪信用金庫アプリ利用規約に「本規約」とあるのは「この特約」と読替えるものとします。

以上

(令和3年11月1日現在)